



テーマ

民法改正（労務分野）・ 同一労働同一賃金Ⅱ

第1部 民法改正と労務管理

- ～保障、消滅時効、危険負担等の項目が
労務管理に及ぼす影響とその対応
- ・採用時の身元保証、退職手続
 - ・賃金の請求時効の延長等

第2部 同一労働・同一賃金Ⅱ

- ～裁判例の検討、方向性の理解
～就業規則改訂の範囲と可能性・リスク

この4月、120年ぶりともいわれる民法の財産分野の大改正が行われます。この改正は、採用時の身元保証、退職手続、賃金の請求時効の延長等、労務分野（就業規則の内容）に大きな影響を及ぼす内容です。

あわせて、大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆる、「パート・有期法」）」が施行されます。こちらは第1弾として昨年10月に総論から各論、事業所における作業手順についてお話ししました。その後、各事業所において整理・検討を進めてくださっているなかで、待遇差の見直しの範囲、就業規則改訂の手順、裁判例から見える今後の可能性の予測など、様々なご質問を頂いています。

そこで今回は法改正2本立ての勉強会を企画しました。ぜひ、ご参加ください。

FAX 022-796-9232 / メール melody@harmony-office.com

申込日 2020年 月 日

事業所名		
参加者		
連絡先住所・電話番号	TEL	— —

日時

2020年2月14日（金）

13:30—15:30

開場・受付 13:00

場所

PARM-CITY131ビル
4G会議室

仙台市青葉区一番町3丁目1-16



※当日の連絡先 080-3146-2903
(Harmony・Melody事務局用携帯)

対象

Harmonyの顧問先事業所
労務管理ご担当者様 等

※会場の都合上、1社2名迄とさせていただきます。

話題提供 弁護士 勝田亮先生

資料代 一般 5,000円（税別/名）

会員 2,000円（税別/名）

お支払は振込（請求書有）でお願い致します。

お申込み（先着順）

申込記入欄に必要事項を記入の上、
FAX又はメールにてお送り下さい。